

令和4年7月28日

保護者ならびに生徒の皆さまへ

茨城県立多賀高等学校

新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の待機期間変更について

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に関し、待機期間の見直しが成され、待機期間の短縮が厚生労働省より示されました。つきましては、下記の内容を踏まえ、対応していただきたいと思ます。

【変更内容】

□濃厚接触者の待機期間

7日間⇒5日間に変更

※当該感染者の発症日もしくは感染者発生による家庭内対策を講じた日を0日目とする翌日から5日間は自宅待機

□待機期間の短縮について

待機2日目・3日目両日、抗原検査等によって陰性が確認された場合は、待機期間を3日間に短縮できる。その際、風邪症状がないことを確認する。

□待機期間に、家庭内で別の陽性者が出た場合は、発症日等を改めて0日目とし、待機期間を延長する。

□現在待機期間を7日間として対応している生徒に関して、5日間に変更して対応する。

【厚生労働省からの通知内容】

・特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

・家族が新型コロナウイルスに感染した時に注意したいこと
<https://www.mhlw.go.jp/content/000835169.pdf>

・お子さまが新型コロナウイルスに感染した際の対応について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000883759.pdf> 4

令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に基づき、事業者が社会機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えない。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること（なお、自己採取する場合は鼻腔検体を推奨している）。

問い合わせ先
茨城県立多賀高等学校
教頭 鈴木 圭一
0294-33-0044